知っていますか？「労働法」

労働法は、みなさんが生きがい・やりがいを持って働くことができるよう、働く人を守るための法律です。働き始める前に働くルールである労働法の最低限知っておきたいことを前号に引き続きいくつかＱアンドＡでご紹介します。

Ｑ１　「求人広告」にはいい条件がたくさん書いてあります。そのまま信用して大丈夫ですか？

Ａ　自分の働く条件は、労働契約を結ぶ前にしっかり確認しましょう。
一般に、求人広告などに掲載されている条件には幅があります。

【求人広告例】

ハローワーク商事(株)正社員（営業事務）募集

仕事内容　営業事務（未経験可）
給　　料　月１８万円～２０万円
　　＊能力、業績に応じて昇給あり
資　　格　要普通免許
時　　間　９：００～１８：００
休　　日　土曜、日曜、祝祭日、年末年始、ＧＷほか
そのほか　交通費支給（上限あり）、各種保険あり

具体的にどんな仕事で給料はいくらなんだろう？

休日や交通費は？具体的に知りたいな。

具体的にどんな条件で働くのか、会社にしっかり確認してから、労働契約を結びましょう。（労働契約法第４条）

労働契約とは？

「このような条件で雇います、雇われます」という約束を、使用者と労働者が結ぶことを労働契約といいます。労働基準法で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分が無効となります。

労働条件の明示（労働基準法第１５条）

使用者が労働者を採用するときは、賃金、労働時間その他の労働条件を書面などで明示しなければなりません。

労働契約期間（労働基準法第１４条）

労働契約の期間は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、３年（特定の業務に就く者を雇い入れる場合や、満６０歳以上の者を雇い入れる場合には５年）を超えてはなりません。

Ｑ２　「家族旅行のため有給休暇を取りたい」と申し出たら、取らせてもらえませんでした。いつだったら、どんな理由であれば取れるのですか？

Ａ　年次有給休暇は、利用目的を問われることなく取得できます。
休暇については、法律で基準が定められています。（労働基準法第３９条）

年次有給休暇

条件：半年以上継続して働き、全労働日の８割以上の出勤
付与日数：１０日（以降１年ごとに取れる日数は増える）
取得理由：休養のためでもレジャーのためでも、**利用目的は問われることなく**取得できます（労働基準法３９条）
＊ただし、会社の正常な運営を妨げる場合、会社は別の日に休暇を変更させることができます。

勤続年数	６か月	１年 ６か月	２年 ６か月	３年 ６か月	４年 ６か月	５年 ６か月	６年 ６か月
付与日数	１０日	１１日	１２日	１４日	１６日	１８日	２０日

*アルバイト（パートタイム労働者）でも、①６か月以上の勤務、②全労働日の８割以上の出勤、③週５日以上の勤務または週の労働時間が３０時間以上という３つの条件を満たせば正社員（上の表）と同じ日数が付与されます。週４日以下の勤務かつ週の労働時間が３０時間未満の場合でも、所定の労働日数に応じて有給休暇が付与されます。

【その他の決まり】

休日の決まり（法定休日）（労働基準法第３５条）
毎週少なくとも**１回**あるいは**４週間を通じて４日以上**

休憩に関する決まり（労働基準法第３４条）
１日の労働時間が　６時間を超える→**４５分以上**
８時間を超える→**６０分以上**

しっかり働いたらその分休むことも大切です

働く人のための相談窓口

働くうえで疑問や悩みがありましたら、次の窓口に相談してみてください。相談料はいずれも無料です。

総合労働 相談コーナー	労働問題に関するあらゆる分野の相談の受付 （労働条件、解雇、いじめ、嫌がらせなど） HP http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html	
ハローワーク （公共職業安定所）	職業相談、職業紹介、指導、職業能力開発促進センターへの入校支援、雇用保険の給付（仕事探し、失業給付、職業訓練など） HP http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html	
労働基準監督署	賃金、労働時間、労働者の安全と健康の確保などについての監督、指導、労働機銃関係法令に基づく許可などの事務（安全の確保など） HP http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html	
都道府県労働局 雇用均等室	性別による差別、セクシャルハラスメント対策、妊娠などを理由とする不利益な取り扱い（退職強要、解雇、降格、契約に更新拒否（雇止め）など）、妊産婦の健康管理、育児・介護休業、パートタイム労働者の待遇改善や正社員転換推進についての相談の受付 HP http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/	
労働委員会	労働組合と使用者（会社）との間のトラブルの調整、使用者が組合員への不利益な取扱いを行った場合や組合との団体交渉を正当な理由なく拒否した場合の審査、労働者と会社との間の個別のトラブル（辞めさせられた、辞めさせてもらえないといったトラブルなど）の解決の支援 HP 中央労働委員会 http://www.mhlw.go.jp/churoi/ 都道府県労働委員会 http://www.mhlw.go.jp/churoi/chihou/pref.html	中央労働委員会 都道府県労働委員会
日本司法支援 センター （法テラス）	労働問題に関する法的トラブルの解決の支援 HP http://www.houterasu.or.jp	
日本年金機構	厚生年金保険に関する相談の受付 HP 年金相談窓口 http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html ねんきんダイヤル http://www.nenkin.go.jp/n/www/office/index.jsp	年金相談窓口 ねんきんダイヤル

※読み取りにくいときは、周囲を手などで隠してください。

＊各都道府県に設置されている労政事務所や労働相談窓口でも労働相談を受け付けていますので、お住まいの都道府県のホームページもご覧ください。